## ≪ 軽自動車税の減免基準 ≫

## ① 身体障害者手帳をお持ちの方

障がいの区分		本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい		1級~3級、4級の1	1級~3級、4級の1
聴覚障がい		2級~3級	2級~3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい(注2)		3級(喉頭摘出者に限る)	_
上肢不自由		1級~2級	1級~2級の1、2級の2 (注1)
下肢不自由		1級~6級	1級~2級、3級の1 (注1)
体幹不自由		1級~3級、5級	1級~3級
乳幼児期以前の非進行性脳	上肢機能	1級~2級(一上肢のみの場合を除く)	1級~2級(一上肢のみの場合を除く)
病変による運動機能障がい	移動機能	1級~6級	1級~3級(一下肢のみの場合を除く)
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸		1級、3級~4級	1級、3級
の機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級~4級	1級~3級
肝臓機能障がい		1級~4級	1級~3級

(注1) 複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。

ただし、次の複合障害の場合は、複合の等級で判定します。

上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕 1/2 欠損 (2級の3) 又は一上肢機能全廃 (2級の4) と一下肢大腿 1/2 欠損 (3級の2) 又は一下肢機能全廃 (3級の3) の複合障害により身体障害者手帳の等級が 1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

(注2) 言語機能障害及びそしゃく機能障害は含みません。

## ② 療育手帳をお持ちの方

障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
障 //4 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	_	障がいの程度「A」

## ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

度 が い の 区 公	本人運転	家族運転・常時介護者運転
障がいの区分		1 級

④ 戦傷病者手帳をお持ちの方・・・対象となる障がいの等級については、税務課までお尋ねください。